

# 芦屋市精道中学校部活動ガイドライン

平成30年3月にスポーツ庁から、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が提示され、平成30年9月に兵庫県教育委員会から、「いきいき運動部活動(4訂版)」が示された。芦屋市ではそれらを踏まえた上で、望ましい部活動の在り方を示すため、「芦屋市部活動ガイドライン」を作成した。また、本校においても、「芦屋市立精道中学校部活動ガイドライン」(以下「ガイドライン」)を作成し、その推進を図ります。そして、ガイドラインに則り、関係団体等との連携の上、持続可能な部活動を目指して取り組むこととします。

## 1 部活動について

部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意します。

### (1) 部活動の意義・目的・方向性

部活動は、学校教育活動の一環として、豊かな人間関係づくりと明るく充実した学校生活を展開していくためにも必要な活動です。部活動を通して、規範意識や社会性、自主性を高めることで、豊かな人間性を育むという人間形成を目指します。

### (2) 部活動の方針の策定等

生徒の発達段階や体力等のレベルにあわせた多様なニーズに対応した練習計画の作成や、目指すチームの目標を生徒に示します。生徒がバランスのとれた生活がおくれるよう学業・生活面の指導に配慮します。

## 2 部活動を支える環境の整備

部活動では、生徒の授業や学級活動と違う一面を発見することができます。顧問(部活動支援員)、担任、養護教諭等が連携を図り、一人でなく複数の教職員で部活動を見守ることとします。

## 3 望ましい指導の在り方

### (1) 活動時間の設定

- ① 平日の活動時間は、1日2時間程度。ただし、下校時間は厳守します。
- ② 学校の休業日における活動時間は3時間程度とします。
- ③ いずれの場合も、準備・片付けを含みません。

### (2) 適切な休養日等の設定

週当たり2日以上以上の休養日を設定します。(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上設定)

※ただし、公式戦・コンクール等直前の練習等やむを得ない事情により、上記休養日の設定が行えない場合に限り、学校長の判断の下、活動日を設定することができます。

### (3) 指導方法

部活動顧問は、当該競技等の経験の有無に関わらず、効果的な指導法の研修会等に積極的に参加するなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力向上に努めます。

### (4) 体罰・不祥事等の防止

- ① 体罰の根絶とハラスメント等の防止を徹底します。
- ② 生徒の心身の健康管理(スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)に努めます。

### (5) 安全管理と事故防止

#### ① 熱中症対策について

「環境省熱中症予防情報サイト」(<http://www.wbgt.env.go.jp/>)を参考に、部活動実施の有無について検討するとともに、実施する場合においては次の項目を遵守し、部活動中の熱中症事故防止の徹底に努めます。

- 環境省が示す「熱中症予防運動指数(WBGT)」を参考にします。
- 常に健康観察を行い、生徒の健康管理に注意し、体調の悪い者には無理に活動をさせません。
- 体調が悪くなった場合は、我慢せず顧問に申し出させる。安全を最優先し、絶対に無理をさせません。

#### ② 重大事故の対処

日頃から、一次救急医療機関の連絡先が記載された危機管理マニュアル(フロー図)を職員室や体育館などの教職員がすぐに確認できる場所に掲示します。また、心肺蘇生法、AED使用などの応急処置についても、全ての教職員が熟知し、特に部活動顧問については、確実に実践をします。

### (6) 校外での活動

練習試合や大会・コンクールへの参加など校外で活動する場合は、実施日や場所、引率方法など必ず事前に校長の承認を得る必要があります。移動については、公的公共機関(貸切バス・タクシーを含む)を利用します。